

課外活動について

- 1 クラブ・同好会一覧 P26
- 2 団体の設立・解散 P27
- 3 集会・行事・遠征 P27
- 4 学外指導者招請 P27
- 5 団体への郵便物 P27
- 6 印刷物の配布・掲示 P27

課外活動は、各自の個性や能力を生かすと共に、集団生活を通じて的確な判断力や行動力あるいは協調性を養うなど人間形成のうえで大きな意味をもつものです。したがって、正課教育では得ることのできない自己啓発の場として大きな位置を占めます。

現在本学にはクラブ・同好会が26団体あり、学友会の傘下で活発な活動を行っています。みなさんも何らかのサークルに入って、意義のある充実した学生生活を送ることを期待します。

1 クラブ・同好会一覧 (2018年4月1日現在)

クラブ

体育系クラブ

- バスケットボール
- バドミントン
- 卓球
- サッカー
- アメリカンフットボール
- アーチェリー
- 剣道
- ラグビー
- 空手道
- 硬式庭球
- バレーボール
- 硬式野球
- ゴルフ
- 陸上
- 柔道
- フットサル
- スキー



文化系クラブ

- ロック軽音楽
- モダンジャズ研究会
- コミック・アート研究会
- 陶芸
- 茶道
- LIFE SUPPORT



同好会

- 3on3
- アマチュア無線
- 造形美術



2 団体の設立・解散

学友会クラブ・同好会施行細則57ページを参照。

3 集会・行事・遠征

学生が次に掲げる行為を行おうとするときは、7日前までに所定の手続きをして許可を受けなければなりません。学生の行為が本学の機能を阻害し、また、大学の秩序を乱す恐れがあると認められる場合には、これを許可しません。

- 1 学生が大学の内、外を問わず、集会・行事・試合を主催するとき。
- 2 学生が学外の集会・行事・試合に参加するとき。
- 3 学生が大学の内・外を問わず、署名運動、示威行動、世論調査、募金活動等をするとき。
- 4 学生がチケットの販売等金銭の授受を伴う行為をするとき。
- 5 学生が合宿または遠征をするとき。
- 6 学生が学外の指導者を招くとき。(4月・10月の末日まで)

4 学外指導者招請

「学外指導者招請許可願」を学生課・学事課に提出し、学生部長の許可を受けなければなりません。

5 団体への郵便物

クラブ・同好会への郵便物は、クラブ棟1階の所定の郵便受けに入れておきますので、関係者は常に注意してください。

6 印刷物の配布・掲示

学生が印刷物を配布しようとする場合には、3日前までに印刷物を添え所定の様式に従い、許可を受けなければなりません。掲示物についても3日前までに掲示物を添え所定の様式に従い、許可を受けてください。なお指定された場所以外に掲示することはできません。